工作物 記入日：　　　年　　月　　日

【記入例】

チェックリストの記入に当たっては、「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」の該当ページを参照してください。

☞ ガイドラインP81

敷地とまちとの関係性チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地 | 戸田市 |
| 立地特性の  読み解き | 対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください。  （周辺のまち並みの特徴、道路や公園などの公共空間からの見え方、地域の歴史や営み　等）  ☞ ガイドラインP9 |
| 景観形成の  コンセプト | 立地特性を読み解いた結果と、周辺との調和を考慮して、検討したコンセプトを記入してください。  ☞ ガイドラインP13 |
| 景観資源  への配慮 | 敷地周辺に景観資源がある場合には、あてはまるテーマに応じた配慮のポイントを考慮して、具体的に配慮した点を記載してください。  【あてはまるテーマ】　 水辺　　 緑　　 歴史・文化　　 人の集まる場所  （印をつけてください）　　　 暮らし　　 その他（　　　　　　　　　　　　　　　）  【具体的に配慮した点】  ☞ ガイドラインP14 |

項目ごとのチェックリスト

デザイン上特に配慮が望まれるものが、配慮事項としてあげてあります。項目を確認し、配慮した項目については印をつけてください。また、配慮した点や配慮できなかった点（その他留意した点）について、記入欄に具体的に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ｈ配置 | Ｈ-１ 優れた景観が眺望できる場所では、眺望を妨げないよう配慮する  ☞ ガイドラインP57 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| 本体の高さをできるだけ抑える。  　やむを得ず眺望を妨げる場合には、スリットを設けるなど部分的な眺望が得られるよう工夫する。 |
| Ｈ-２ 敷地の周囲には緩衝帯となる緑や空地を配置する  ☞ ガイドラインP57 |
| 植栽の延長を道路や隣地側に対しできるだけ長くとる。  　フェンスは植栽よりも建物・工作物側に設置する。  　出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。  　隣接する敷地との間に適切な距離を確保する。 |
| Ｈ-３ 周辺の土地利用や景観との調和に配慮した配置とする  ☞ ガイドラインP58 |
| 道路から後退させる、建物の裏側に配置するなど、できるだけ目立たないよう工夫する。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ｉ形態  　意匠 | Ｉ-１ 周辺の土地利用や景観との調和に配慮し、突出感や違和感を緩和するような形態意匠とする  ☞ ガイドラインP59 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| 工作物の形状や色彩は、周辺と一体感が感じられるデザインとする。 |
| Ｉ-２ 建物と一体に建設する場合は、建物本体と調和するようデザインする  ☞ ガイドラインP59 |
| デザインのテーマや要素を建物本体と共通のものとする。  　素材や色彩を建物本体と調和したものとする。 |
| Ｉ-３ 長大な面を生じる場合には、単調にならないよう工夫する  ☞ ガイドラインP59 |
| 凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。  　壁面を区分するように配慮した色彩とする。 |
| Ｉ-４ 特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする  ☞ ガイドラインP60 |
| 構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。  　素材感を感じさせるデザインを工夫する。 |
| Ｉ-５ 時間の経過とともに趣を深める耐久性のある素材を用いる  ☞ ガイドラインP60 |
| 汚れが目立たないよう素材や色彩を工夫する。  　たい色しやすい高彩度の色彩を大きな面積で使わないよう配慮する。 |
| Ｉ-６ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する  ☞ ガイドラインP61 |
| 部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減  する。  　強い印象を受ける低明度色や派手な高彩度色を大面積で使用しないように  する。 |
| Ｊ夜間  　照明 | Ｊ-１ 暖かみのある光源を用い、シンボルやランドマークとしての演出にも配慮した照明方法等を工夫する  ☞ ガイドラインP62 |  |
| 暖かみを感じる色温度の低い光源を用いる。  　周辺の住宅地への光もれに留意する。  　低い位置からのスポットライト等により構造体を浮かび上がらせるなど、印象的な演出を工夫する。 |
| Ｊ-２ 点滅する光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く  ☞ ガイドラインP62 |
| 法令等により規定されているもの以外に点滅する光源を使用しない。 |
| その他 | 上記の項目以外でも特に配慮した点があれば記入してください。 | |